

苓北町地域活性化起業人（企業派遣型）募集要領

1. 募集概要

苓北町（以下「本町」という。）では、総務省の「地域活性化起業人制度」を活用し、関係人口の創出・拡大を目指し、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化等を図るため、下記募集分野における町の取組にご支援ご協力いただける企業を募集する。

2. 募集分野

観光振興分野

3. 業務内容

業務の内容は次のとおりとする。ただし、実際に従事する業務は本町と企業等とで締結する協定の中で定める。

（1）業務の要旨

企業等から社員等を派遣していただき、地域活性化起業人（企業派遣型）として開庁日の半分以上を本町で勤務していただきながら、一般社団法人天草れいほく観光協会が地域の稼ぐ力を引き出す原動力として機能するために、組織運営、事業推進、情報発信等を一体的に管理・強化する観光マネジメントに取り組む。

（2）業務の詳細

①観光協会の組織・運営強化及び自走化支援

- ・観光協会事務局の運営強化と業務改善
- ・中長期的な事業計画・収支計画の作成
- ・会員事業者との連携強化、参加意識の向上

②観光コンテンツ・収益事業の企画推進

- ・地域資源を生かした観光商品の企画・磨き上げ
- ・既存イベント・事業のブラッシュアップ
- ・収益事業の検討、立ち上げ
- ・特産品を生かした商品開発

③人材育成・ノウハウ移転

- ・観光協会職員への助言及び伴走支援
- ・民間的視点やノウハウの地域への定着

4. 派遣期間

6か月以上3年以内とし、着任日（派遣受け入れ日）は別途協議のうえ決定する。

5. 費用負担等

地域活性化起業人に係る経費については次のとおり本町が負担する。ただし、年度途中から開始となる場合は、月割り計算とする。

派遣期間中の社員の給与等に係る経費は、年間590万円を上限として本町が負担する。※月額想定：給与等に係る経費 約49万円

6. 募集する地域活性化起業人（企業派遣型）の条件等

（1）対象者

- ・三大都市圏に所在する企業等の社員等または三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業等の社員等
- ・地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者であること

（2）求めるスキル・経験等

- ・企業等において、組織運営、事業企画、事業管理に携わった経験
- ・観光、地域振興、まちづくり、または関連分野における業務経験
- ・新規事業や収益事業の立ち上げ、または収益構造の改善に関与した経験
- ・伴走型で課題解決に取り組めるコミュニケーション能力

（3）勤務

- ・派遣期間の各月において開庁日の半分以上、かつ派遣期間の全期間において開庁日の半分を超えて本町で業務に従事すること
- ・派遣元の企業等の身分を有したままの在籍派遣となる
- ・給与等の支給、社会保険等、年次休暇の付与等は派遣元の企業等の定めによる

7. 募集人員

1人

8. 募集期間

令和8年2月2日（月）から2月12日（木）まで

9. 申込手続

申込に必要な書類は以下のとおりとし、募集期間内に13.書類提出先へ電子メールで提出すること。

- ①苔北町地域活性化起業人申込書（様式1）
- ②派遣企業等の概要が分かる書類（任意様式）

10. 選考方法

書類選考の他必要に応じて面接を実施する。選考結果や面接日時の通知は電子メールで行う。

11. スケジュール

(1) 第1次選考（書類審査）【令和8年2月中旬予定】

提出書類をもとに書類選考を行い、選考結果は応募者全員に通知します。

(2) 第2次選考（面接審査）【令和8年2月下旬予定】※必要に応じて
必要に応じて、第1次選考合格者を対象に面接審査を行います。

(3) 選考結果通知【令和8年3月上旬予定】

選考結果は、対象者全員に通知します。

(4) 協定の締結【令和8年3月中旬予定】

派遣元の企業等と本町間で協定を締結します。

(5) 着任（派遣受け入れ）【令和8年4月予定】

諸手続を行った上で令和8年4月1日からの着任を予定しています。

12. その他

この募集要領における地域活性化起業人の要件等については、総務省の「地域活性化起業人制度」推進要綱及び苓北町地域活性化企業人制度実施要綱（別添資料）に定めるところによる。なお、派遣受け入れの決定については令和8年度予算の成立を条件とする。

13. 書類提出先・問い合わせ先

苓北町役場 商工観光課 担当／道田

〒863-2503 熊本県天草郡苓北町志岐 660 番地

TEL：0969-35-3332

Mail：kankou@town.reihoku.lg.jp